

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第227回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、石井地区の西岡委員と久枝地区の渡部孝志委員のお二人をお願いいたします。また、地元説明のため、堀江地区の井上徹郎推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第7号の7件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号と議題第2号を御報告いたします。 令和4年9月26日から令和4年10月25日までに専決処理した案件は4条届出が10件、5条届出が4件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は、農地法により、平成3年12月9日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 2番、本件は、強化促進法により、令和元年5月1日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 3番、本件は、強化促進法により、令和2年5月1日に設定された賃借権ござ

	います。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 4番、5番は賃貸人、賃借人が同一人ですので、併せて御説明いたします。本件は、強化促進法により、令和2年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 6番、本件は、農地法により、平成4年7月13日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 7番、本件は、農地法により、平成5年3月6日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主席	お手元に審査基準1号から7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは、御説明いたします。 1番、譲受人は、農地約259アールを耕作する農家でございます。この度、小作

地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

2番、譲受人は、農地約99アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約665アールを耕作する農業適格法人でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は農地所有適格法人で、市内の農地を初めて取得する案件でございますので、新規農業として後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4番、譲受人は、農地約155アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約29アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、譲受人は、医療法人でございます。この度、食育及びリハビリの一環として耕作利便な申請地を譲り受けるものでございます。

なお、本案件は、許可にあたり不許可の例外規定が適用される案件でございますので後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、譲受人は、農地約161アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、12番、13番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

寺井克之会長	11 番、譲受人は、農地約 37 アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。許可後の経営面積が 30 アール以上となる案件は 1 件で、7 番の案件であります。新規農業の案件が 4 件で、5 番の案件、10 番と 12 番と 13 番の併用案件であります。許可要件の例外規定適用される案件は 1 件で、8 番の案件であります。 なお、3 番の案件につきましても農地所有適格法人で、市内の農地を初めて取得することから、新規農業として地元説明をお願いします。それでは、3 番は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、久谷地区にて里芋などの野菜を生産し、経営規模拡大の為、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に、5 番は、所在地が興居島地区でありますので、青井委員から説明をお願いします。
青井和子委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、興居島地区の農地を使用貸借して、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲

寺井克之会長	も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 次に、7番と8番は、所在地が、堀江地区でありますので、井上徹郎推進委員から説明をお願いします。
井上徹郎推進委員	それでは御説明いたします。 7番は、先ほど、事務局から説明がありましたように、申請人は、農地 2,980 平米を耕作する農業者であります。この度、堀江地区にて農地を取得し、農業経営の規模拡大を図るため申請に及んだものです。申請人は、農作業の経験も豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 続いて、8番、本件譲受人は、福角町で堀江病院を運営する医療法人であります。 今般、入所者の食育およびリハビリの一環として申請地を取得し、季節野菜の栽培を行うということです。また、本件譲受人は医療法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 最後に、10番と12番と13番の併用案件は、所在地が、立岩地区と河野地区であります。代表して中川委員から説明をお願いします。
中川均委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました10番、12番、13番の併用案件について、申請人は以前から農業法人で農作業に携わっていましたが、この度、農業法人を独立して新規に農業経営を始めるものです。今回、使用貸借する農地についても農業

	法人から引き継いだものもあり、本人には既に十分な栽培技術も取得しており、真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございました。事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、市内二番町にて美容室を経営する個人事業主でございます。 近年、利用客が増加し、売り上げも増加してきたことから、経営規模拡大のため2店舗目を検討していたところ、現居宅が手狭で、何かと生活に支障をきたしていることから、今般、本申請地を取得し2店舗目となる美容室と併せて自己の住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 2番、本件受人は、総合建設業を主な業務とする法人でございます。 この度、松山市立南第二中学校の改修他工事を受注し、資材置場等が必要なことから、中学校敷地にある教員や来客用の駐車場を使用するため、学校に近い本申請地を賃借し、教員及び来客用の代替の露天駐車場として設置したいとしております。 なお、本件は、約1年の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区

域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3 番、本件は 9 月総会で、書類不備のため本人保留となっていたものですが、この度、書類が整ったため保留を解こうとするものでございます。

本件受人は、住宅の増改築及び建て替え並びにリフォーム、太陽光発電システムの施工・販売及び売電業を主な業務とする法人であります。

この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 m²以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、市内上野町に居住しております。

この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を借受け太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、市内高木町に居住しております。

本年 3 月に定年退職を迎え、長年の夢でもあった御自分のお店を持ちたいと一念発起し、この度、本申請地と隣接する宅地を取得し、新たに店舗を開業したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は松山市役所 和気支所からおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、市内和気町で自動車修理工場を営む個人事業主でございます。

近年、業績も良く修理台数も増加しており、既存の事業所は、借地で何かと手狭になってきており、業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し自動車修理工場を移転、開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可

	見込みでございます。 本申請地の農地区分は松山市役所 和気支所からおおむね 300 メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。 7番、本件受人は、電気工事業及び売電業を主な業務とする法人であります。 この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 8番、本件受人は、市内山西町に居住しております。 この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を取得し、隣接する宅地と一体で太陽光発電施設を設置したいとしております。 本申請地の農地区分は松山市役所栗井出張所からおおむね 500 メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 2番は、1,000 平米を超える案件で、所在地が浮穴地区でありますので、南推進委員から説明をお願いします。
南耕一推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、建設業を営む法人であります。この度、「松山市立南第二中学校改修工事」を請け負うこととなり、現在、教職員が駐車場として使用しているところに資材を搬入することとなりました。そのため教職員用の仮駐車場を学校に極力近い場所で一時的に確保したいと考えていたところ、本申請地にて所有者との話がまとまったことから、本申請に及んだものです。 工期は、令和4年12月31日までとなっており、農地復旧も行うことから、地元

	としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	最後に、3番は、1,000平米を超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に住宅の増改築や太陽光発電システムの販売施工、並びに売電事業を行っている会社です。 この度、事業拡大のため立地条件に優れた本申請地を取得し、利用したく申請に及んだものです。 施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるということですので、地元としては了承いたしました。 本会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございました。事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。
寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号、「令和4年度第8号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
住田英俊主幹	それでは、御説明します。本日の案件13件の内、使用貸借権の設定は32筆、所有権移転が4筆で、設定総面積は4万4,225平米です。

	その内訳は、新規が 23 筆、更新が 5 筆、再設定が 4 筆、売買が 2 筆、贈与が 2 筆となっています。 番号 1 から番号 5 の譲受人は、約 413 アールを耕作する農業者で中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 9 の譲受人は、約 260 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 10 の譲受人は、約 173 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 11 の譲受人は、約 385 アールを耕作する農業生産法人で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 12 の譲受人は、約 286 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 13 の譲受人は、約 92 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 4 年 11 月 17 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺井克之会長	議案第 6 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 7 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和４年９月２６日から令和４年１０月２５日までに専決処理した案件は２０件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第７号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。以上で、本日の提出議案７件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
船草康司副主幹	お手元に「令和４年度農地転用追跡調査の実施について」というＡ４の資料があると思いますので、御覧ください。 今年度の追跡調査についてですが、その調査対象は、２年前の令和２年度中に農地法第４条及び第５条の許可を得た土地のうち、転用確認を受けていない案件について実施いたします。 調査方法は、各地区の農業委員さんと事務局職員において、それぞれの案件について現地調査を行い、その状況によって、３つのランクに分類整理をいたします。 その分類の方法は、転用の目的どおりになっているものはＡランク、造成済で未利用地とか、都市計画法違反とかあるものは、Ｂランク、農地あるいは農地のままで不耕作のものは、Ｃランクです。この３つに分類します。 この追跡調査をとおして、許可後の利用状況の把握に努めるとともに、転用目的以外での利用等の悪質な許可違反については、後日、転用事業者に対し、文書にてそれぞれの地区の地区審査後に出席を依頼し、事情聴取を行い是正等の指導を行い

住 田 英 俊 主 幹	ます。 また、他法令違反等がある場合には関係部署への情報提供を併せて行います。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは思いますが、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。 なお、調査の日程等につきましては、後日、各地区担当より御連絡させていただきます。以上でございます。 次に先日、7日～8日に実施しました農業委員会委員視察研修ですが、無事に終わることが出来ました。研修先となりました大崎上島町農業委員会や西日本農業研究センターで学んだ内容を、日々の農業委員活動に活かしていただければと思います。 また、参加された委員の皆様につきましては、コロナ化で県外に出向くことから感染防止などに気を使う場面も多く、道中気疲れもあったと思います。この度は、大変お疲れ様でした。 なお、お土産がございますのでお持ち帰りください。 次に、来年7月の農業委員・推進委員の改選についてですが、4月から両委員の募集を行いますことから、前回御推薦があった農業関係団体等にあてて、「推薦等について調整並びに準備をお願いしたい」といった内容で先週文書をお送りしました。 なお、委員の皆様からも推薦等の準備についてお伝えいただきますよう、お願いいたします。 また、女性認定農業者の皆様にも、「女性農業委員等になりませんか」といった内容の新しいリーフレットを第2弾として送りましたので、御相談に乗っていただきますようお願いいたします。 それでは、次回の総会の日程についてですが、 来月の第228回総会は、開催場所が変わります。「センタービル4階第1会議室」での開催となります。日時は、12月9日 金曜日の午前10時30分からで、議案書をお送りする際に会場の地図も同封いたしますのでよろしくお願いします。 連絡事項は、以上となります。
-------------	---

寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第 227 回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 11 時 10 分閉会